社会福祉審議会の設置について

1 吹田市社会福祉審議会の設置

社会福祉審議会(以下、「審議会」)は、社会福祉法(以下、「法」)の規定に基づき都道府県並びに政令市及び中核市に設置が義務付けられており、社会福祉に関する事項を調査審議するものとして、市長の諮問に対して答申を行い、又は関係行政機関への意見を具申することを目的としています。

本年4月の中核市移行に伴い、本市に審議会を設置します。本市では、障がい者施策 推進委員会をはじめ、既存の福祉に関する審議会等の整理・統合により、審議会を設置 します。

2 吹田市社会福祉審議会の構成

審議会は、資料5-2のとおり構成します。

障がい者施策推進委員会については、審議会の「障がい者施策推進専門分科会」に位置づけられます。調査審議に関する事項は従来のとおりです。

3 委員の任命

審議会及び専門分科会の委員についてはいずれも法の規定上「議員、社会福祉事業の 従事者及び学識経験者のうちから市長が任命する」となっており、現在公募市民として 参画いただいている委員については任命の規定がありません。しかしながら、本市福祉 行政の推進には、市民の立場からの意見や助言等を聴取することが非常に重要であると 考えており、引き続きこれまでと同様に参画いただきます。

4 委員任期

委員任期は、障がい福祉計画等を含め、他の専門分科会が所管する行政計画等の期間 と合わせる観点から、現在の2年から3年への変更を考えています。

ただし、初回(現在の委員の任期)については他の審議会等の任期と整合を図るため、 現在下記の2案で調整を進めています。

[現在の委員任期 令和3年(2021年)6月30日まで]

| A案 | 令和2年(2020年)4月1日~令和4年(2022年)3月31日 | ⇒9か月の任期延長

B案 令和2年(2020年)4月1日~令和4年(2022年)6月30日 ⇒1年の任期延長

(参考) 法抜粋・・・資料5-3のとおり